

亀山市告示第98号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、「兼用工作物管理協定書」は省略し、亀山市建設部都市計画室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 都市公園の名称  
のぼのの森公園
- 2 道路の種類及び路線名  
(1) 県道名越長明寺線  
(2) 市道名越7号線
- 3 成立した協議の内容  
「兼用工作物管理協定書」のとおり